

# Marieta (マリエータ) 募集要項 R5 年 Ver. 15



所在地:市原市ちはら台西1丁5番2

マリエータ〇〇〇号室(住居表示)

貸主:(契約者名)千葉市美浜区高浜5-9-9

株式会社イ・アルテス 代表取締役小坂恵美

電話:043-304-5551

FAX:043-304-5552

Email: [y\\_artes@aquaplala.or.jp](mailto:y_artes@aquaplala.or.jp)

## 【賃貸借契約条件】

二人居住可 但し、文書による届出(要)

ペット可 但し、ペットの種類等は貸主の承諾(要)

入居時 礼金:法人契約:1ヶ月 個人契約:なし

敷金:1ヶ月(ペット契約の場合**ペット契約と特約**に記す)

更新料:1ヶ月(2年間の契約期間とする)

保険加入 当社指定 個人生活用動産保険2年間15,000円  
(借家人賠償責任保険含む)

自動更新時には継続必須

契約書式

但し、法人フリート加入の場合は加入済みの写しで募集会社の書式(但し、国交省指針準拠のもの)

保証会社を付す(保証会社は募集会社の選定で可)

賃料

27日までに前家賃を当社指定の下記口座へ振込む  
りそな銀行 千葉支店 普通口座:1729463

カ)イ・アルテス

特約事項

- 賃貸借契約は2年毎の自動更新とし、更新日前迄に更新料として、新家賃1ヶ月相当分を前記口座へ更新日までに振込むこと。  
個人契約の場合、保証会社の保証を付すこと。  
自動更新の際、個人契約の場合は当該保証契約も継続し、併せて、当社((株)イ・アルテス)指定の個人生活用動産保険(2年間)を更新すること。
- 退去時に、入居期間の長短に関わらず室内清掃費用として(契約㎡×1000円+退去時の消費税率の消費額)、ACクリーニング費用(10,000円+退去時の消費税率の消費額)を借主が負担する。
- 退去時に、借主の故意過失が原因による壁、床等の破損又はペット契約のペットや喫煙が原因による汚損の修復が必要と認められる場合、管理会社指定の業者

による見積もりに基づき特別クリーニングまたは張替え等原状回復の費用を借主が別負担する。

4. ペット契約の場合、契約書特約事項にペット契約である旨を明示し、退去時に特別清掃費用（契約㎡×1500円＋退去時の消費税率の消費税額）、ACクリーニング（10,000円＋退去時の消費税率の消費税額）及び消毒費用（10,000円＋退去時の消費税率の消費税額）を借主が負担する。
5. 借主が入居後ペットを飼いたい場合、貸主に申し出を行い、当該ペットに付き承諾を得る事。  
承諾があった場合、ペット契約特約を承諾する旨の覚書を締結するものとする。

建物管理等  
管理会社

共用部分清掃 原則週1回 巡回 週1, 2回程度  
株式会社 イ・アルテス

電話：043-304-5551

FAX：043-304-5552

E-Mail: [y\\_artes@aqua.plala.or.jp](mailto:y_artes@aqua.plala.or.jp)

※Marietaは予めインターネットフリーの仕様となっておりLANジャック接続にてインターネットにアクセス可能ですので、入居者の個人負担でのネット契約に関して、物理的設備設置工事を伴う契約については、「認められません」ので予めご留意下さい。